

新潟県公安委員会規則第12号

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年12月9日

新潟県公安委員会

委員長 和田 裕

新潟県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 新潟県道路交通法施行細則（昭和39年新潟県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(緊急自動車の指定)</p> <p>第4条 令第13条第1項の規定による<u>緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証記録事項（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条第2項に規定する自動車検査証記録事項をいう。第6条第1項において同じ。）が記載された書面を添えて申請しなければならない。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(緊急自動車の指定)</p> <p>第4条 令第13条第1項の規定により<u>緊急自動車の指定を受けようとする者は、別記様式第1の申請書に自動車検査証（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条の自動車検査証をいう。以下同じ。）の写しを添えて申請しなければならない。</u></p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(緊急自動車の届出)</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定による<u>緊急自動車の届出をしようとする者は、別記様式第1の届出書に自動車検査証記録事項が記載された書面を添えて届け出なければならない。</u></p> <p>2～6 (略)</p>	<p>(緊急自動車の届出)</p> <p>第6条 令第13条第1項の規定により<u>緊急自動車の届出をしようとする者は、別記様式第1の届出書に自動車検査証の写しを添えて届け出なければならない。</u></p> <p>2～6 (略)</p>
<p>(駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ～チ (略)</p> <p>リ 道路運送車両法に基づき、患者輸送車又は<u>車椅子移動車</u>として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中のもの</p> <p>ヌ～ヲ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章 イ 当該車両に係る自動車検査証（道路運送車</p>	<p>(駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両)</p> <p>第7条の2 法第4条第2項の規定により、法第45条第1項本文に規定する駐車禁止の交通規制の対象から除外する車両は、道路標識により表示するもののほか、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(10) (略)</p> <p>(11) 次に掲げる用務に現に使用中の車両で、別記様式第5の2の標章を掲出しているもの イ～チ (略)</p> <p>リ 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、患者輸送車又は<u>車いす移動車</u>として登録を受け、現に歩行困難な者の輸送のため使用中のもの</p> <p>ヌ～ヲ (略)</p> <p>(12) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の申請書には、当該申請により交付を受けようとする標章の種別に応じて、それぞれ次の書類又はその写しを添付しなければならない。</p> <p>(1) 第1項第11号に掲げる車両に係る標章 イ 当該車両に係る自動車検査証</p>

<p><u>両法第60条第1項に規定する自動車検査証をいう。第7条の5第3項第1号及び第5号において同じ。）</u></p> <p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には、<u>次</u>の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号の規定により交付された自動車安全運転センター法施行規則（昭和50年総理府令第53号）別記様式第3の運転記録証明書</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>ロ・ハ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>(選任及び解任の届出)</p> <p>第12条の2 (略)</p> <p>2 前項の選任の届出書には<u>次</u>の各号に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 安全運転管理者等として選任された者が運転免許を現に受けている者であるときは、<u>運転免許証の写し及び自動車安全運転センター法（昭和50年法律第57号）第29条第1項第4号に規定する運転に関する経歴に係る事項を記載した書面</u></p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第7を次のとおり改める。

別記様式第12の2を次のとおり改める。

別記様式第12の2（第24条の5関係）

運転経歴証明書交付申請書

（兼 運転経歴証明書記載事項変更届出書）

受付場所	通知番号

新潟県公安委員会 殿

申請日	年 月 日
-----	-------

フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所		電話番号	自宅 携帯 勤務先		



取消申請 年月日	年 月 日	取消申請 場所	署 ・ センター
-------------	-------	------------	----------

変更がある場合は、以下を記入してください。

フリガナ		旧姓併記 の希望 有 ・ 無	新生年 月日	大昭平	年 月 日	性別	男・女
新氏名							
新住所	(〒 -)						

- 変更内容
- ・氏名 ・住所
 - ・その他
- 変更確認
- ・住民票 ・郵便物
 - ・マイナンバーカード
 - ・その他 []

運転免許証コピー欄

署 消 印
署 受 付 印
免許センター受付印

別記様式第12の3を次のとおり改める。

別記様式第12の3（第24条の5関係）

運転経歴証明書記載事項変更届出書

受付場所

新潟県公安委員会 殿

届出日

年 月 日

フリガナ		連絡先電話番号（本人・届出者）
届出者氏名		

フリガナ		生年月日	年 月 日	性別	
氏名					
住所					

変更がある箇所のみ記入してください。

フリガナ				旧姓併記の希望 有・無	性別	男・女
新氏名						
新住所の郵便番号	〒	—	新生年月日	大昭平	年 月 日	
新住所						
変更内容	・氏名 ・旧姓 ・通称名 ・住所 ・性別 ・生年月日	確認書類	・マイナンバーカード ・公共料金 ・郵便物	・住民票（コピー添付 原本は ・保険証（国保・その他） ・その他〔	に添付）	〕

運転経歴証明書コピー欄

署受付印

免許センター受付印

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。ただし、第2条中新潟県道路交通法施行細則別記様式第7及び別記様式第7の2の改正は、同月4日から施行する。